

財団法人特別区協議会寄附行為

昭和26年3月29日東京都知事許可
 一部変更 昭和26年10月25日東京都知事認可
 昭和40年 4月17日東京都知事認可
 昭和42年 3月15日東京都知事認可
 昭和53年 2月 7日東京都知事認可
 平成17年 6月 1日東京都知事認可

* 参照文献：平成17年版公益法人白書（総務省編）、公益法人の法務Q&A（有斐閣）

第1章 総則

第1条 本会は財団法人特別区協議会と称する。

(1) 財団法人とは

民法34条に基づく公益法人である。公益法人は、「①公益に関する事業を行うこと。②営利を目的としないこと。③主務官庁の許可を得ること。」の要件を満たすもので、社団法人と財団法人の二つの類型がある。「公益に関する事業を行うこと」とは、積極的に不特定多数の者の利益を実現することを目的とする事業を行うことと考えられている。「営利を目的としないこと」とは、法人の会員等の構成員に利益を分配することを目的としないという意味である。

このうち、社団法人は、一定の目的の下に結合した人の集合体であって、団体として組織、意思等を持ち、社員とは別個の社会的存在として団体の名において行動するものに対して民法の規定により法人格が与えられたものである。社団法人と財団法人の根本的な差異は、構成要素としての社員の有無で、社団法人は社員が存在し、社員総会によって法人の意思が決定され、社員が出えんする会費をもって運営される。

一方、財団法人は、一定の目的のために拠出され結合されている財産の集まりであって、公益を目的として管理運営されるものに対して、民法の規定により法人格が与えられたものである。また、寄附行為によって定められた設立者の意思に基づき、基本財産の運用益をもって運営される。

(2) 財団法人の設立

財団法人を設立するには、設立者が一定の財産を出えんし、理事及び寄附行為を定めなければならない（民法37、39条）。本会の場合は、昭和26年に1区あたり70万円の分担により、九段下の旧東京区政会館別館を取得し、基本財産1千3百万円として東京都知事へ届け出た。

財団法人の設立は主務官庁の許可を必要とする（民法34条）。本会については、事業が東京都の区域に限られる場合として（民法84条の2、公益法人に係る主務官庁の権限の委任等に関する政令（政令161号））都知事の許可により昭和26年3月29日に設立された。

設立許可の審査基準は、「公益性」と、法人としての「永続性」があるかどうかである。許可基準として「公益法人の設立許可及び指導監督基準（平成8年9月20日閣議決定、別紙のとおり）」が示されている。

(3) 寄附行為の必要的記載事項

寄附行為は、財団法人の根本規則を意味する場合（民法39条、43条）と設立行為を意味する場合（民法41条、42条）があり、必要的記載事項は、次の5項目である。また、そのほかに任意的記載事項を定めることができる。

- 1 目的
- 2 名称
- 3 事務所
- 4 資産に関する規定
- 5 理事の任免に関する規定

(4) 組織

財団法人の機関として、民法に規定されているものは、理事及び監事である。

理事は、対外的に財団法人を代表し（民法53条）、対内的には法人の事務処理にあたる機関である。財団法人には、必ず理事を置かなければならない（法52条1項）。理事の選任及び解任に関する事項は、寄附行為によって定められる（民法37条5号、39条）。

監事は、理事の事務の執行を監督することを目的とする機関であり、監事の選任及び解任に関する事項は、寄附行為によって定められる（民法58条）。

(5) 寄附行為の変更

財団法人は、設立者の意思たる寄附行為によって規律されるという性質から、寄附行為は、寄附行為自体にその変更方法が定められている場合を除き、原則としてできないと解されている。なお、変更する場合は、主務官庁（東京都知事）の認可を要する。

(6) 登記事項

財団法人は、法令の規定に従い、寄附行為で定められた目的の範囲内において、権利を有し義務を負う（民法43条）。また、その設立の日から、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、その他の事務所の所在地においては3週間以内に、登記をしなければならない（民法45条）。

法人の設立の登記において登記すべき事項は次のとおりである（民法46条1項）。

- 1 目的
- 2 名称
- 3 事務所の所在地
- 4 設立の許可の年月日
- 5 存立時期を定めたときは、その時期
- 6 資産の総額
- 7 出資の方法を定めたときは、その方法
- 8 理事の氏名及び住所

これらに変更が生じた場合、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に変更の登記をしなければならない（民法46条2項）。

(7) 財産目録

財団法人は、設立の時及び毎年1月から3月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、設立の時及び毎事業年度終了の時に財産目録を作成しなければならない（民法51条1項）。

(8) 本会の法人化

当初は任意団体であったが、昭和25年2月から実施した「特別区有物件災害共済事業」を地方自治法第263条の2の規定に基づく事業とする（事業合法化）ため、及び、後述する会館取得に伴う所有権の移転登記並びに会館の維持管理のため、特別区協議会を法人化する必要が生じた。

昭和26年3月の区長会で一任を受けた役員会は、3月27日許可申請に必要な寄附行為、事業計画、予算等一切を決定、28日東京都知事あて設立許可申請、昭和26年3月29日東京都知事の許可を得て財団法人特別区協議会となった（4月2日登記済）。

第2条 本会は事務所を東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号に置く。

(1) 事務所の位置

寄附行為の必要的記載事項であり（民法37、39条）、法人の設立登記事項とされている（民法46条1項3号）。

(2) 事務所の変遷

- | | |
|-------------|--|
| 昭和22年 5月 1日 | 特別区協議会を設立、事務局を千代田区役所内に設置 |
| 昭和26年 5月11日 | 九段北一丁目の空ビル（旧々東京区政会館別館）へ移転
事務所の所在地を「東京都千代田区九段一丁目四番地」とする。 |
| 昭和39年10月 | 旧東京区政会館本館の落成 |
| 昭和40年4月17日 | 所在地を「東京都千代田区九段一丁目二番地」（旧東京区政会館本館）に改める。 |
| 昭和42年3月15日 | 住居表示変更により「東京都千代田区九段北一丁目1番4号」に改める。 |
| 昭和47年 | 旧々東京区政会館別館を建替、旧東京区政会館別館の落成 |
| 平成17年 6月 1日 | 九段下から飯田橋へ移転、「東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号」に改める。 |

特別区協議会事務局は、昭和22年5月以来千代田区庁舎の一部を間借りし、各種会議には千代田区の会議室または議場を借用してきたが、昭和24年秋から特別区の自治権拡充運動が活発化し、関係会議が頻繁となり区長会に至ってはやむなく各区持ち回りの開催となった。

さらに昭和25年8月、特別区は競馬開催都市としての指定を受け、競馬開催のために特別区競馬組合を設立し、その事務は特別区協議会事務局が兼ねることとなり、事務局が狭隘となった。

このように各種会議の円滑な運営、事務能率の向上を期するため、会館建設の必要に迫られた。

昭和26年2月、九段北一丁目に空ビル（旧々東京区政会館別館）があることを発見し1,300万円にて譲渡方所有主と妥結。3月3日区長・議長合同会で買収を決定（1区当たり70万円分担）、3月6日契約締結、4月

4日建物引継ぎ、14日所有権移転登記、建物・EVを修理し5月11日移転、業務開始（会館取得に伴う所有権の移転登記並びに会館の維持管理と、「特別区有物件災害共済事業」の地方自治法に基づく事業合法化のため、法人化の必要が生じた）。

昭和26年4月14日取得した会館は、昭和20年3月戦災に遭遇、工事中大正12年9月の大震災にも罹災した老朽建物である。特別区の発展に伴い、昭和26年4月から36年9月までに設置された特別区の連合組織または会議体は、特別区人事事務組合、教育委員長会、総務課長会等10組織で、事務局事務量の激増と相俟って、在来会館では狭隘となり、会議の開催、事務処理にも支障を生ずるに至った。他面、特別区存続の見通しはあるが、内容はまだまだ不十分、自治権拡充の本拠をがっちり固める必要があるとされた。

昭和36年6月の区長会で元都立理容学校跡の譲受けと区政会館増築について協議、文書で都に願い出ること、増築検討方を役員一任決定。同年9月区長会・議長会役員合同会で区長会から「在来会館は粗末であること、特別区存続の見通しはあるが内容は不十分で、自治権拡充の本拠をがっちり固める必要があり自治権拡充のため協力を得たい」旨要望があり、区政会館増築で意見が一致した。

昭和36年11月10日、区長会・議長会役員合同会で、区長会長から「区政会館は23区をまとめる中心、仕事はますます繁忙を加える。増築場所方法等意見を聞いて進める。具体的検討を区長会役員に一任願いたい」との了解を求め了承され、会館増築についての具体的立案を区長会役員に一任、同年12月11日、区長会・議長会役員合同会において、区長会長から増築計画を提示、これが了承され、37年1月区長会・議長会役員合同会で特別区政15周年記念事業のひとつとして区政会館増築を再確認した。

区政会館増築計画では、区政会館使用状況が議決機関7会議体、執行機関11、その他公平委員会等9であり、必要とする会議室等は200人程度収容講堂、大（60人）・中（40人）・小（15人）会議室5室、区長会長室、議長会長室、事務室、食堂等々であり、都立理容学校跡地を最大限活用し、敷地面積142坪、鉄骨鉄筋コンクリート地下2階地上8階、在来会館は事務室として使用することとし、両会館連絡のため地下通路を設けるとした。

昭和37年2月10日、区長会・議長会役員会で仮設計承、各区分担金を1,600万円とし37年度38年度各800万円の予算化を決定。38年3月区長会で各区分担金400万円追加了承、39年度予算化決定し、各区分担金は2,000万円となる。

昭和37年10月22日区長会、同年11月30日議長会で用地取得方を了承し、38年1月12日東京都知事と財団法人特別区協議会理事長との間で土地賃貸借契約を締結した。

増築用地取得方法は、建物完成までは土地代金の内金として権利金（の一部）を支払い賃借りとし、建物完成後残金支払いのうえ土地の譲受を完了するとした。昭和38年5月13日に起工、昭和39年10月に旧東京区政会館本館が落成した。

旧東京区政会館本館の敷地については、昭和40年3月23日東京都知事と財団法人特別区協議会理事長が敷地購入契約を締結し（購入金額6,134,400円、値引率5/10）、3月29日第17回財団法人特別区協議会総会で土地買収及び基本財産議決、6月1日土地所有権移転登記が完了し取得に至った。

旧々東京区政会館別館については、昭和20年3月戦災に遭遇、また、建設途中、大正12年9月の大震災にも罹災した老朽建物であったため、昭和47年に建て替えられ、現在に至っている（旧東京区政会館別館）。

当初の寄附行為では、本会の事務所は「東京都千代田区九段一丁目四番地」（旧々東京区政会館別館）。

昭和40年4月17日、「東京都千代田区九段一丁目二番地」（旧東京区政会館本館）に改め、昭和42年3月15日、住居表示変更により「東京都千代田区九段北一丁目1番4号」に改めた。

平成2年2月に、区長会の下に、新たな自治会館建設を推進するための委員会が設置され、以後様々な検討経過を経て、現在の飯田橋に新築し、平成17年6月に移転した。

平成17年6月、九段下から飯田橋に移転することに伴い、「東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号」とした。

第3条 本会は特別区の連絡調整をはかり、相提携して円滑なる自治の運営とその発展とを期するを以て目的とする。

(1) 財団法人の目的

寄附行為の必要的記載事項である。

(2) 協議会の役割

特別区協議会の設立は、昭和22年5月3日地方自治法の施行に伴い、特別区に原則として市と同様な権能を与えられたことが契機である。特別区はその発足と同時に、特別区の連絡調整をはかり、相提携して円滑なる自治の運営とその発展を期すため、地方自治法施行に先立ち、昭和22年4月25日、22区区長会（協議会設立準備会）を開催し、同年5月1日、特別区協議会を設立、事務局を設置した（同年8月1日練馬区が誕生し特別区は23区となった）。

発足した当初は、任意団体であったが、「特別区有物件災害共済事業」を地方自治法に基づく事業とし、合わせて独自の会館を取得、管理するため、昭和26年3月29日東京都知事の許可を得て財団法人となった。

特別区協議会は、設立以来、特別区の自治権拡充に向けた活動の拠点として、区長会、議長会をはじめとする各種会議体の事務局としての役割を果たし、またそのための資料収集、調査研究、関係機関との連絡調整を中心に事業を展開する一方、当初の区政会館の維持管理、特別区有物件災害共済事業のほか、特別区文化体育会事業、

特別区自治体総合賠償責任保険事業、資料室事業、法務調査事業等、順次事業を拡大してきた。

平成12年都区制度改革の実現を契機に、特別区人事・厚生事務組合と合わせて特別区協議会のあり方についての2団体の見直しが行われ、平成13年度から、特別区長会及び特別区議会議長会からの委嘱を受けて果たしてきた事務局機能を特別区協議会から独立させ、事務事業の見直しを行った上で、不特定多数の公益のための事業を実施する財団法人としてのあり方を改めて検討することとされた。

その後、2団体の見直しで示された事務事業の見直しを進め、合わせて、新区政会館の建設、特別区制度調査会の設置等の事業を展開する一方、特別区協議会の運営のあり方について検討を行い、平成16年7月9日の理事会において、①現行事業の一層の効率的・効果的な運営、②不特定多数を対象とした公益法人本来の事業の新たな展開、③運営の透明性を確保するための寄附行為の整備を柱とする今後の方向性、及び事業内容の方針を確認した。この方針を受けて、平成17年6月1日の新区政会館の開業に向けた準備を進めるとともに、寄附行為の改正を行い、また、同年8月から、新たに特別区自治情報・交流センターを開設した。

第4条 前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 特別区の自治に関する調査、研究並びに資料の収集、編さん及び刊行物の発行
- (2) 講演会、講習会、研究会等の開催
- (3) 政府並びに他の地方公共団体との連絡
- (4) 特別区有物件火災共済事業
- (5) 特別区自治体総合賠償責任保険事業
- (6) 自治調整資金等立替事業
- (7) 東京区政会館の経営
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(1) 協議会事業の概要

- ① 特別区の自治に関する調査、研究並びに資料の収集、編さん及び刊行物の発行、② 講演会、講習会、研究会等の開催
 - ア 調査研究事業
学識経験者からなる特別区制度調査会を設置し、特別区の自治に関連する調査研究を行っている。
 - イ 特別区自治情報・交流センター（区政会館3、4階事業）
 - (ア) 資料の収集・管理・提供
特別区に関連する資料を収集し、木場の特別区職員研修所の一部に保管（平成18年8月末現在12万5千点）するとともに、主要な資料の区政会館4階への展示（平成18年8月末現在2万5千点）、希望者への提供、レファレンス等のサービスを行っている。
 - (イ) 特別区行政情報システムの運用
財団所蔵資料の検索、貸出し等を管理する資料文献提供システム及び財団が収集した統計データの活用を支援する統計情報システムをインターネットで提供している。
 - (ウ) 資料の有償頒布
特別区協議会が発行する資料及び各区が発行する資料の有償頒布を行っている。
 - (エ) 講演会の開催
特別区の住民、職員等を対象に講演会等を開催している。
 - (オ) 企画展示（区政紹介等）
新区政会館の施設、機能の有効利用を図るため、1階のオープンスペース及び3階の展示スペースを活用し、各区との共催による、特別区の産業・観光事業等の展示、紹介を実施している。
 - (カ) 首都大学東京との共同事業（首都大学東京オープンユニバーシティ）
不特定多数の区民等に対するキャリアアップ、自己啓発等の機会の提供を行うため共同事業として、公立大学法人首都大学東京のオープンユニバーシティによる各種講座等を実施している。
 - ウ 刊行物の発行
財団独自の資料・刊行物を作成し、各区に配布している。
 - エ 法務調査事業
特別区の事務事業に係る法律上の紛争の調査研究、情報の収集・提供、訴訟費用の立替等を行っている。
- ③ 政府並びに他の地方公共団体との連絡
個々の事業を展開するに際して、必要に応じて政府並びに他の地方公共団体との連絡を図っているが、この事業を直接の目的としたものはない。
- ④ 特別区有物件火災共済事業（第4号事業）
特別区が所有する財産等に対する火災共済事業を実施している。
- ⑤ 特別区自治体総合賠償責任保険（第5号事業）
各区の施設や業務に起因する事故について、特別区が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害をてん補する「賠償責任保険」及び法律的責任はないが道義的立場で特別区が被害者に支払う補償金（見舞金）をてん補する「補償保険」の事務を行っている。
- ⑥ 自治調整資金等立替事業
平成4年4月から、特別区職員の職務遂行に起因し発生した紛争に係る費用の一部を立替える事業を実施している。
- ⑦ 東京区政会館の経営
財団存立の基盤であり、財団の事務所であるばかりでなく、特別区相互の連絡調整等を図るための各種会議の場として、また、特別区の共同処理機関や特別区の行政に密接に関係する団体に事務室を提供することを目的とした施設として、東京区政会館（飯田橋）の管理運営を行っている。
- ⑧ その他この法人の目的を達成するために必要な事業（第8号事業）

- ア 地球温暖化防止特別区共同事業
地球温暖化防止特別区共同事業の企画立案の一部及び事業運営を受け持っている。
- イ 旧東京区政会館（九段下）の管理
旧東京区政会館本館及び別館〈九段下〉の管理運営を行っている。
- ウ 特別区職員文化体育会の事務
「特別区職員文化体育会の事務局を担っている。

(2) 協議会の事業と各担当部課との関係

事業	担当部課
(1) 特別区の自治に関する調査、研究並びに資料の収集、編さん及び刊行物の発行	事業部事業推進課・調査研究課
(2) 講演会、講習会、研究会等の開催	事業部事業推進課
(3) 政府並びに他の地方公共団体との連絡	総務部（以前は調査部、議事第一部及び議事第二部の事業であった。「二団体の見直し」により、特別区協議会から特別区長会事務局及び特別区議会議長会事務局が分離したことにより、本事業の大部分は区長会及び議長会事務局へ移行した。）
(4) 特別区有物件火災共済事業	事業部事業推進課
(5) 特別区自治体総合賠償責任保険事業	事業部事業推進課
(6) 自治調整資金等立替事業	法務調査室
(7) 東京区政会館の経営	総務部
(8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業	各部課

(3) 事業と組織の変遷

別紙資料「事業・組織の変遷」を参照

第2章 役員及び職員

第5条 本会に次の役員を置く。

理事	9	人
監事	3	人
評議員	36	人

第6条 理事は理事会において特別区長のうちから8人を選任し、1人は特別区政について知識経験を有する者のうちから、総会において選任する。

第7条 理事中に理事長1人及び常務理事1人を置き、理事の互選によりこれを定める。

第8条 監事は特別区議会議長のうちから2人を互選によりこれを定め、1人は知識経験を有する者のうちから理事長が総会の同意を得て選任する。

第9条 評議員は理事、監事とならない特別区長及び特別区議会議長をもつてこれに充てる。

第10条 理事長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは常務理事がその職務を代理する。
- 3 理事長及び常務理事双方共事故あるときは理事会の指定する理事がその職務を代理する。

第11条 理事は理事会を組織し、理事会の定めるところにより会務を処理する。

第12条 監事は本会の会計及び事務を監査し、総会においてその結果を報告する。

第13条 理事及び監事の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期が満了した場合においても後任者の就任するまでの間引続きその職務を行なう。

(1) 理事

法人には、1人又は数人の理事を置かなければならない(民法52条)。

理事は、法人のすべての事務について、法人を代表する(民法53条)。

財団法人の理事の選任は、寄附行為をもって定めることになるが、寄附行為の所定の方法によって選任されただけでは、法律上理事に就任したことにならない。改めて被選任者が理事に就任することを承諾する旨の意思表示が必要である。

理事は、いつでも辞任することができる(民法651条1項)。法人側は、民法の委任に関する規定(651条1項)に従い理事を解任することができる。また、民法653条に定める委任の終了事由(死亡、破産及び後見開始の審判を受けること)によって退任する。

理事の就任・退任については、所定の期間内に登記することを要する。

理事は、寄附行為又は総会の決議で禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる(民法55条)。

(2) 監事

監事は、任意機関であるが、執行機関である理事の業務執行を監査する機関であり、指導監督基準では、必ず置く必要があるとされている。また、寄附行為で定めるべきこととなっている(民法58条)。監事の氏名、住所は登記事項ではない。監事は職務遂行上、業務執行機関である理事から独立性を保障されていなければならない。したがって、理事が監事を兼ねることはできない。また、監事の選任、解任、退任は、理事の場合と同じと解される。

(3) 評議員

評議員は、寄附行為により、民法が定めている以外の任意機関として理事ないし理事会等の執行機関をコントロールする自律的機関として設けられていると解されるが、本会の寄附行為に具体的な評議員の職務は規定されていない。

(4) 役員の変遷

設立当初は理事6人（以内）、監事2人（以内）、評議員39人（以内）であった。
昭和42年3月15日、理事8人、監事3人、評議員37人に改正。
昭和53年2月7日、理事9人、監事3人、評議員36人に改正。

設立当初：

第6条 理事は事務局長の外、特別区長の中から互選によりこれを定める。

第8条 監事は特別区議会議長の中からその互選によりこれを定める。

第13条 理事及び監事の任期は1年とする。但し留任を妨げない。

昭和42年3月15日の改正：

第6条 理事は特別区長のうちから7人を互選によりこれを定め、1人は特別区政について知識経験を有する者のうちから、総会において選任する。

第8条 監事は特別区議会議長のうちから2人を互選によりこれを定め、1人は知識経験を有する者のうちから理事長が総会の同意を得て選任する。

第13条 理事及び監事の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

昭和53年2月7日の改正：

第6条 理事は特別区長のうちから8人を互選によりこれを定め、1人は特別区政について知識経験を有する者のうちから、総会において選任する。

(5) 現在の役員

区分	人数	任期	選任方法	現状
理事長	1人	2年	理事の互選による	区長会会長
常務理事	1人	2年	理事の互選による	知識経験者
理事	9人（理事長、常務理事を含む）	2年	理事会において区長のうちから8人、総会において知識経験者を1人選任	区長会役員及び常務理事
監事	3人（特別区議会議長2人、知識経験者1人）	2年	特別区議会議長のうちから2人を互選、知識経験者1人を理事長が総会の同意を得て選任	区議会議長2人 知識経験者1人
評議員	36人	—	理事・監事とならない特別区長及び特別区議会議長	理事、監事以外の区長及び区議会議長

第13条の2 役員は、無給とする。ただし、常時勤務する役員に限り、報酬を支給することができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

東京都の指導により、平成17年6月1日の改正で本条を新設した。

第14条 理事長が特に必要と認めるときは理事会の議決を経て、学識経験ある者の中から顧問又は相談役を委嘱することができる。

第15条 本会に必要な職員若干人を置き理事長がこれを任免する。

2 理事長が必要ありと認めるときは、特別区の一部事務組合の職員に事務を委嘱することができる。

昭和42年3月15日の改正で、第15条に「理事長が必要ありと認めるときは、特別区の一部事務組合の職員に事務を委嘱することができる。」の1項を加えた。

第3章 会議

第16条 本会は特別区長及び特別区議会議長をもつて構成する総会を毎年2回開く。ただし、理事会において必要ありと認めるときは、臨時総会を開くことができる。総会は理事長がこれを招集し、総会の議長は理事長又は理事長の指名した理事がこれにあたる。

第17条 総会は、半数以上の者が出席しなければ会議を開くことが出来ない。

第18条 総会の議決は、出席者の過半数をもつてこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の場合においては議長はその議決に加わる権利を有しない。

昭和42年3月15日の改正で、第16条中、「毎年1回」を「毎年2回」に、「但し」を「ただし」に改めた。総会を構成する者については特別区長及び特別区議会議長であり、理事及び評議員との関係は不明であるが、事実上、理事及び評議員全員をもって総会を開くこととなる。

第19条 総会の議決すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 歳入歳出予算を定めること。
- (2) 決算報告を承認すること。
- (3) 資産の管理、運用及び取得に関すること。
- (4) 毎年度事業計画に関すること。
- (5) 前各号の外理事長が必要と認めたこと。

寄附行為により、総会は議決機関として位置づけられている。

第20条 理事会は理事長がこれを招集する。

第21条 理事会の議決すべき事項は概ね次のとおりとする。

- (1) 総会に附議すべき議案に関すること。
- (2) 資産の管理運用に関すること。
- (3) 業務規定その他会務施行に関し必要な事項を定めること。
- (4) その他理事長において必要があると認めたこと。

理事会は、理事全員をもって構成され、公益法人の業務執行に関して意思決定を行う合議体で、寄附行為によって定められる任意機関である。財団法人においては、財団の業務執行は、寄附行為の定める範囲で、もっぱら理事ないし理事会が意思決定の主体となって行われる。

第22条 総会で議決すべき事項であつて、臨時急施を要すると認める事件は、理事会において議決することができる。

2 前項の場合は次の総会に、これを報告することを要する。

第23条 理事会は、理事の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことはできない。

第24条 理事会の議決は出席理事の過半数をもつてこれを決し可否同数のときは理事長の決するところによる。

2 前項の場合においては理事長は理事として議決に加わる権利を有しない。

第24条の2 やむを得ない理由のため、会議に出席できない者は、あらかじめ通知された事項について、書面をもつて表決し、又は総会にあつては他の特別区長若しくは特別区議会議長、理事会にあつては他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において第17条、第18条第1項、第23条及び第24条第1項の規定の適用に関しては、出席したものとみなす。

(1) 議決機関の区分

	理事会	総会
構成員	理事 9人	特別区長、特別区議会議長 46人
開催回数	— (必要の都度:現行では区長会役員会時)	年2回。ただし理事会が必要と認めるときは臨時総会を開くことができる。
招集者	理事長	理事長
議長	—	理事長又は理事長の指名を受けた理事
成立人数	半数以上 (5人以上)	半数以上 (23人以上)
議決に要する人数	出席者の過半数。理事長は、議決に加わる権利を有しない。可否同数のときは、理事長の決するところによる。	出席者の過半数。議長は、議決に加わる権利を有しない。可否同数のときは、議長の決するところによる。
議決事項	(1) 総会に付議すべき議案に関すること。 (2) 資産の運用管理に関すること。 (3) 業務規定その他会務施行に関し必要な事項を定めること。 (4) その他理事長において必要があると認めたこと。 総会で議決すべき事項であって、臨時急施を要すると認める事件は、理事会において議決することができる。この場合は、次の総会に報告することを要する。	(1) 歳入歳出予算を定めること。 (2) 決算報告の承認すること。 (3) 資産の管理、運用及び取得に関すること。 (4) 毎年度事業計画に関すること。 (5) 前各号の外理事長が必要と認めたこと。
書面表決又は委任	やむを得ない理由のため、会議に出席できない者は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は総会にあっては他の特別区長若しくは特別区議会議長、理事会にあっては他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合は、総会又は理事会に出席したものとみなす。	

※ 公益法人制度では、「理事会」と「評議員会」の機能が明確に位置づけられている。
当協議会においても、今般の法人制度改革に合わせて会議体制を見直す必要がある。

(2) 理事会において議決された規程一覧 (規程集掲載順・抜粋)

* 特に必要な場合を除き「財団法人特別区協議会」の用語は略した。

第2編 監査

名称	概要 (規程の目的)	担当部課
監事規程	事務事業の監査執行について必要な事項を定めることを目的とする。	監査事務局

第3編 組織・処務 第1章 組織

名称	概要 (規程の目的)	担当部課
組織規程	事務を処理するため必要な組織及び分掌事務等を定めることを目的とする。	総務部総務課
係の設置に関する規程	組織規程第2条第2項の規定に基づき、係の設置及びその分掌事務について定めることを目的とする。	総務部総務課
事務改善研究委員会規程	機構、組織及び事務事業の執行方法を改善するため事務改善研究委員会を設置する。	総務部企画財政課
制度調査会設置規程	寄附行為第4条第1号に定める特別区の自治に関する調査、研究に資するため、特別区制度調査会を設置する。	事業部調査研究課

第2章 処務

名称	概要 (規程の目的)	担当部課
事案決定規程	別に定めるものを除くほか、事務処理に係る決定権限の合理的配分と決定手続を定めることにより、事務執行における権限と責任を明確にし、事案の決定の適正化を諮ることを目的とする。	総務部総務課
文書管理規程	文書事務の管理について、基本的な事項を定めることにより、文書事務の円滑かつ適正な実施を図り、事務の能率化及び合理化に資することを目的とする。	総務部総務課
印章規程	印章について必要な事項を定めることを目的とする。	総務部総務課
個人情報保護規程	個人情報の保護に関する法律の趣旨に則り、個人情報の取得、利用等に関し遵守すべき必要な事項等を	総務部総務課

	定め、個人情報の有用性に配慮しつつ、当該個人の権利利益を保護することを目的とする。	
--	---	--

第4編 人事・給与 第1章 人事

名 称	概 要 (規程の目的)	担当部課
就業規則	労働基準法及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の精神に則り、職員の就業に関する事項を定め、協議会と職員の相互の協力により、民主的な職場秩序を確立し、協議会の円滑な運営を図ることを目的とする。	総務部総務課
非常勤職員規程	就業規則第3条第2項の規定に基づき、協議会に非常勤として就業する者に関して、必要な事項を定めることを目的とする。	総務部総務課
懲戒審査委員会規程	職員に対する懲戒の実施について、その適正を期するため、就業規則第52条第1項の規定に基づき、懲戒審査委員会を置く。	総務部総務課
服務規程	別に定めるもののほか、常時勤務する職員の服務及び出勤簿の整理について定めることを目的とする。	総務部総務課

第2章 給与

名 称	概 要 (規程の目的)	担当部課
非常勤監事の報酬及び費用弁償に関する規程	非常勤の監事に対する報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。	監査事務局
特別区制度調査会員の報酬及び費用弁償等に関する規程	特別区制度調査会設置規程第8条の規定に基づき、特別区制度調査会委員の報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。	事業部調査研究課

第5編 財務

名 称	概 要 (規程の目的)	担当部課
財団法人特別区協議会東京区政会館管理規程 * 飯田橋	東京区政会館 (飯田橋) の管理運営について必要な事項を定め、その資産価値及び機能の維持増進並びに良好な都市環境の保持を図ることを目的とする。	総務部会館管理担当
東京区政会館管理規程 * 九段下	旧東京区政会館本館及び別館並びに賃貸借に関する権利を有する建物 (旧分館：現在はなし) の管理運用について、必要な事項を定めることを目的とする。	総務部総務課
固定資産規程	固定資産に関しては、別に定めるものを除くほか、この規程の定めるところによる。	総務部会計課
職員退職給与積立預金の設置、管理及び処分に関する規程	職員の退職金の支給に関し、協議会職員退職給与積立預金を設置する。	総務部会計課
特別区有物件災害共済積立預金の設置、管理及び処分に関する規程	特別区有物件火災共済業務規程の規定に基づき共済給付の資金とするため、特別区有物件災害共済積立預金を設定する。	総務部会計課
自治調整資金等立替資金積立預金の設置、管理及び処分に関する規程	自治調整資金等立替規程に基づく立替金の資金を確保し、もって立替事業の円滑な運営を図るため、自治調整資金等立替資金積立預金を設定する。	総務部会計課
大規模修繕積立預金の設置、管理及び処分に関する規程	東京区政会館 (飯田橋) の大規模修繕経費の資金を確保し、東京区政会館の円滑な管理運営を図るため、大規模修繕積立預金を設定する。	総務部会計課
敷金積立預金の設置、管理及び処分に関する規程	東京区政会館の賃借人から預託された敷金の適正な管理運用を図るため、敷金積立預金を設定する。	総務部会計課
予算事務規程	予算の編成及び執行に関しては、別に定めるものを除くほか、この規程に定めるところによる。	総務部企画財政課
会計事務規程	会計処理に関する基準を定め、会計業務を正確かつ迅速に処理し、協議会の能率的運営と公益活動の向上を図ることを目的とする。	総務部会計課
資金運用規程	協議会が保有する資金の安全かつ効率的な運用を図るために必要な基本方針及び手続の大綱を定めるものとする。	総務部会計課
契約事務規程	契約事務に関しては、別に定めるものを除くほか、この規程に定めるところによる。	総務部総務課
物品管理規程	物品の取得、保管、共用及び処分に関する基準を定	総務部会計課

	め、物品の管理を正確かつ迅速に処理し、協議会の能率的運営と公益活動の向上を図ることを目的とする。	
第6編 事業		
名 称	概 要 (規程の目的)	担当部課
特別区有物件火災共済業務規程	この規程に定めるところにより、低廉な共済分担金をもって、特別区有物件の火災、落雷及び破裂又は爆発による損害の共済を行い、特別区(特別区が組織する一部事務組合を含む。)の財政の安定に寄与することを目的とする。	事業部事業推進課
自治調整資金等立替規程	寄附行為第3条及び第4条第6項の規定に基づき、特別区の円滑な自治の運営とその発展に資することを目的として、特別区の事務事業に係る職務上の任務に起因した自治に関する紛争の立替えに関し、必要な事項を定める。	法務調査室

第4章 資産及び会計

第25条 本会の資産は次のとおりとする。

- (1) 基本財産
- (2) 本会の事業に伴う収入
- (3) 寄附金
- (4) 分担金
- (5) その他の収入

基本財産とは、財団法人の法人格の基礎となる財産であり、本来、その運用益をもって公益活動を行うべきとされているため、取り崩し等には非常に厳格な制限がかかっている。また、指導監督基準においては、公益法人の財務及び会計について、設立目的の達成に必要な事業活動を遂行するための設立当初の寄附財産の運用収入及び恒常的な賛助金等があることと規定されている。

(1) 設立当初の基本財産

東京区政会館(鉄筋コンクリート造5階建一棟)
千代田区九段北一丁目4番地9
(※建物取得価格は、13,000,000円であった。)

(2) 飯田橋移転前の基本財産(16年度末残高)

建物	429,762,600円
建物附属設備	47,369,600円
基本財産積立預金	3,191,167,000円
基本財産投資有価証券	1,060,000,000円
減価償却積立預金	474,706,000円
合 計	5,203,005,200円

(3) 飯田橋移転後の基本財産(17年度末残高)

土地	18,921,528,380円
基本財産積立預金	3,191,167,000円
基本財産投資有価証券	1,060,000,000円
合 計	23,172,695,380円

第26条 本会の基本財産及び基本財産として指定寄附されたもの及び総会の議決により基本財産として指定されたものは、これを処分することができない。

ただし、3分の2以上の出席した総会で、その3分の2以上の同意を得、東京都知事の承認を受けたときは、この限りでない。

第27条 本会の経費は次の収入もつてこれに充てる。

- (1) 基本財産より生ずる収入
- (2) 基本財産以外の資産

第28条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第29条 目的を指定しない寄附金及び毎年度の終において、剰余金があるときは、総会の議決を経てその処分方法を定める。

第5章 補則

第30条 この寄附行為施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

第31条 本会は4分の3以上出席した総会で、その3分の2以上の同意を得て、東京都知事の許可を受けなければ解散することができない。

第32条 本会を解散したときは、本会の資産その他財産は東京都知事の許可を受け、類似の目的の為にこれを処分する。

第33条 本寄附行為は3分の2以上出席した総会でその3分の2以上の同意を得て、東京都知事の認可を受けなければ、これを変更することができない。

第34条 設立当初における役員の名、住所は次のとおりとし、本会設立後、第1回の総会において、役員選挙が行われるまでの間は、第7条から第9条までの規定にかかわらず、役員職務を行なう。

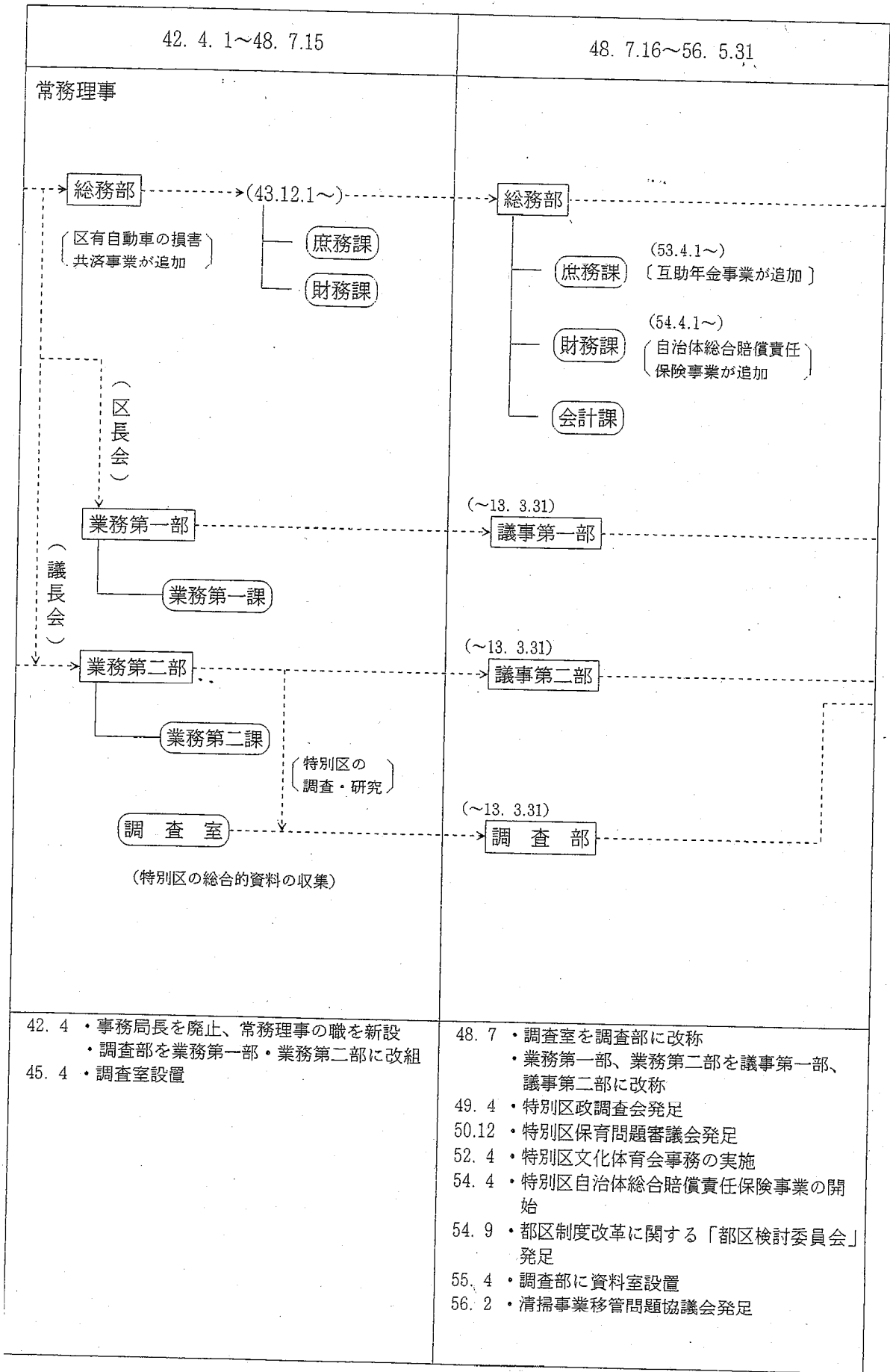
- | | |
|------|------|
| 理事長 | (省略) |
| 常務理事 | (同) |
| 理事 | (同) |
| 理事 | (同) |
| 理事 | (同) |
| 理事 | (同) |
| 理事 | (同) |
| 監事 | (同) |
| 監事 | (同) |

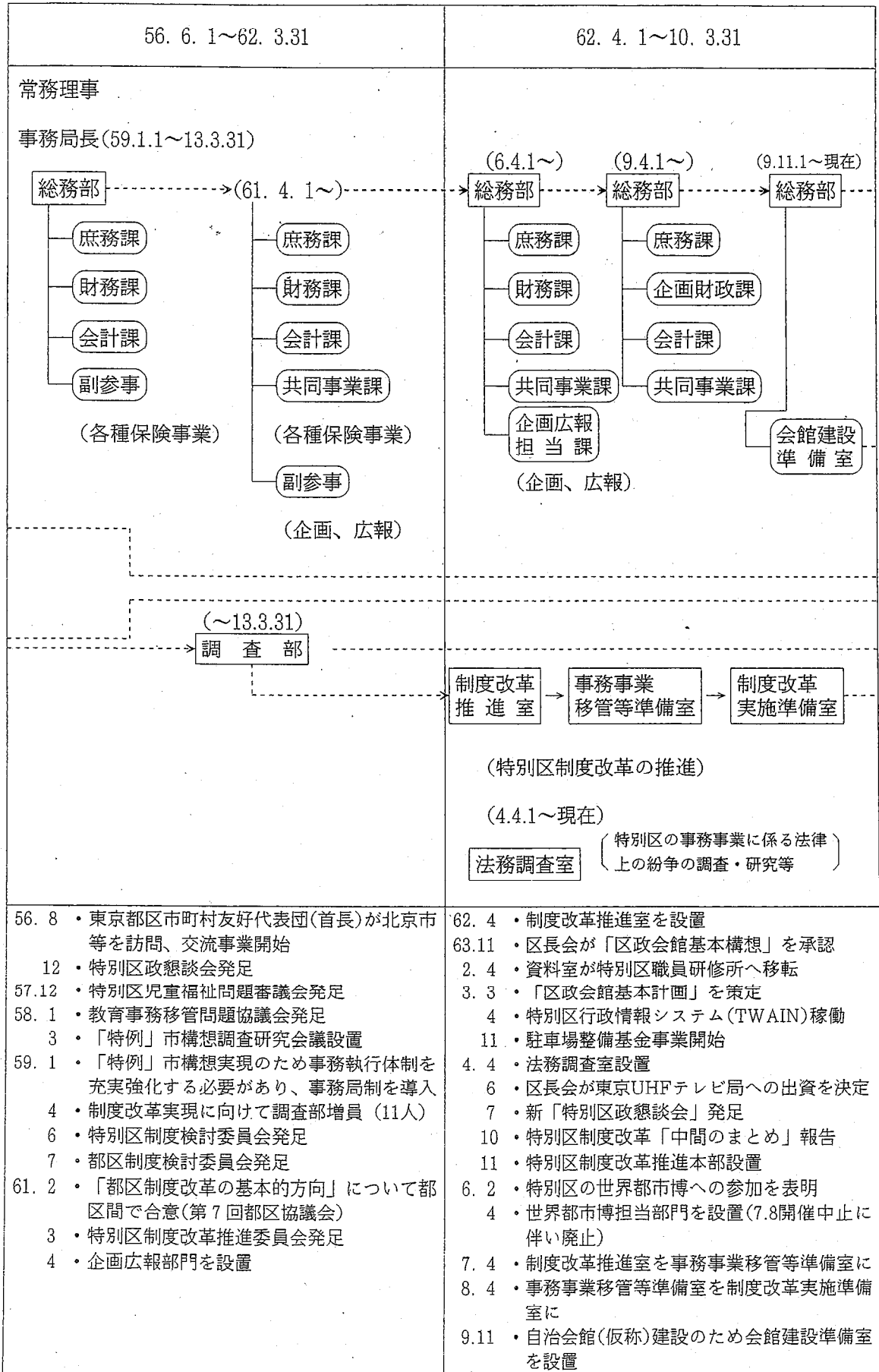
附 則

- 1 この寄附行為の一部変更（昭和42年3月15日東京都知事認可）の際、現に在任する理事及び監事については、第6条及び第8条の規定により選任されたものとみなし、その任期については第13条の規定にかかわらず従前の例による。
- 2 寄附行為第5条の変更（昭和53年2月7日東京都認可）に伴つて選任される理事の任期は、昭和54年5月15日までとする。
- 3 この寄附行為は、東京都知事の認可のあった日から（平成17年6月1日）から施行する。

事業・組織の変遷

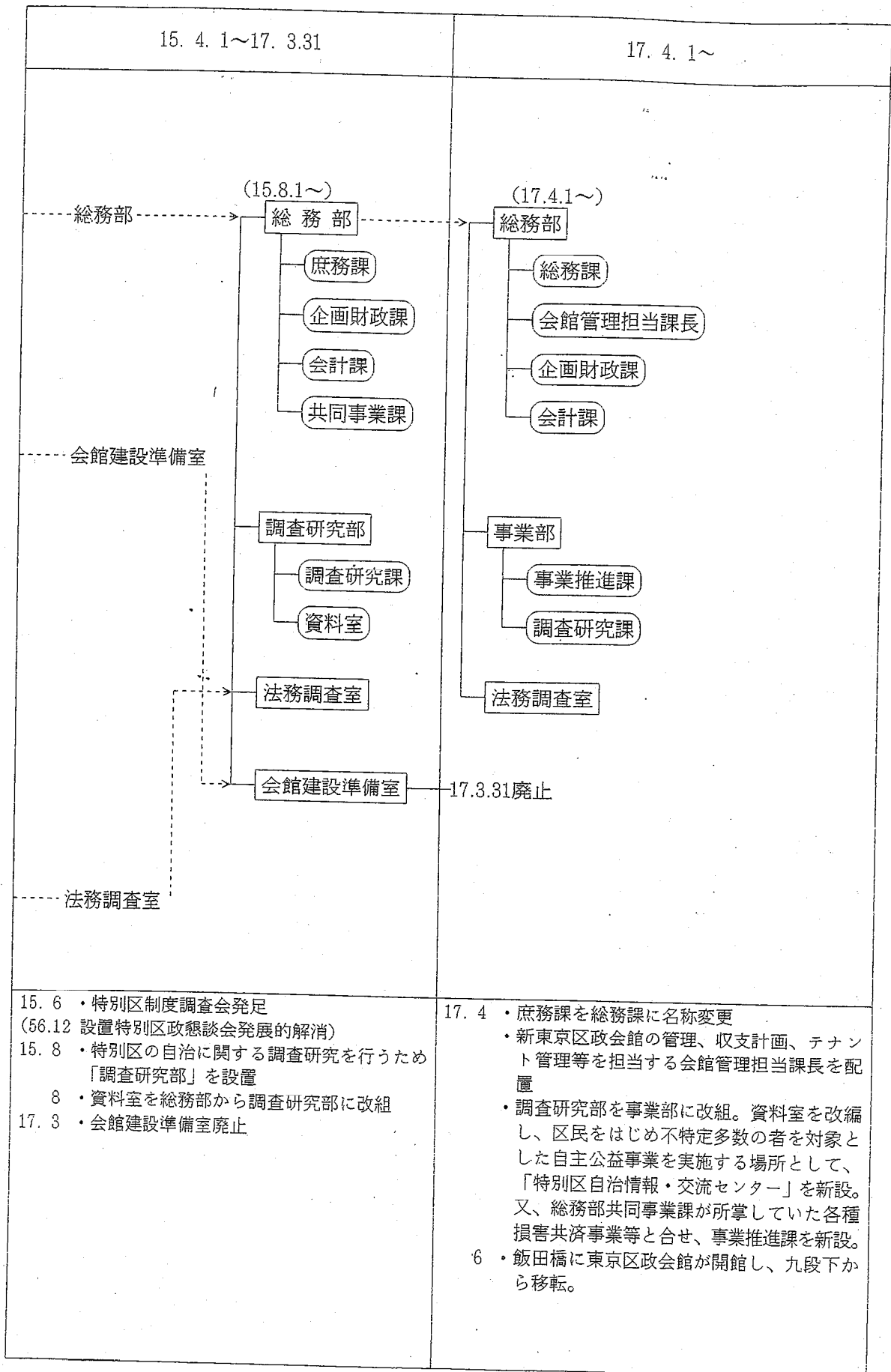
期間	26.12.26~34.12.31	35. 1. 1~42. 3.31
事業 ・ 組 織	<p>理事長 事務局長</p> <p>総務課 (会館管理、区長会・議長会その他の会議体の開催)</p> <p>調査課 (30. 1.14~) (区長会・議長会以外の会議体) (特別区の調査・研究)</p> <p>事業課 (区有物件災害共済)</p> <p>会計課</p>	<p>総務部 (40. 4. 1~)</p> <p>庶務課 庶務課</p> <p>経理課 経理課</p> <p>災害共済事業課 管財課</p> <p>調査部</p> <p>調査課 (執行機関関係会議体)</p> <p>(議決機関関係会議体) 特別区の調査研究</p> <p>会計部 (48. 7.16総務部会計課)</p> <p>会計課</p>
	備考	<p>22. 5 ・特別区協議会発足 (任意団体)</p> <p>25. 2 ・特別区有物件災害共済事業の実施</p> <p>26. 3 ・財団法人として都知事許可(民法34条)</p> <p>12 ・事務局制の採用</p>





10. 4. 1~11. 3.31	11. 4. 1~12. 3.31
<p>----- 総 務 部 -----</p>	
<p>----- 会館建設準備室 -----</p>	
<p>----- 議事第一部 ----- ----- 議事第二部 -----</p>	
<p>----- 調 査 部 -----</p>	
<p>(10.4.1~12.3.31) → 制度改革室 (特別区制度改革の推進)</p> <p>----- 法務調査室 -----</p>	<p>----- 清掃事業共同処理準備委員会事務局 -----</p>
<p>10.4 ・制度改革実施準備室を制度改革室に改称</p>	<p>11. 4 ・清掃事業共同処理準備委員会設置 11.12 ・区長会が二団体の見直しを助役会に下命 12. 1 ・助役会役員による「二団体の事務事業見直し検討会」設置 12. 3 ・制度改革室廃止 3 ・清掃事業共同処理準備委員会事務局廃止</p>

12. 4. 1~13. 3.31	13. 4. 1~15. 3.31
<p>総務部</p> <hr/> <p>会館建設準備室</p> <hr/> <p>議事第一部</p> <p>議事第二部</p> <hr/> <p>調査部</p> <hr/> <p>東京二十三区清掃一部事務組合設立 (清掃事業共同処理準備委員会事務局廃止)</p>	<p>常務理事 (事務局長を廃止)</p> <p>常務理事 事務局長 (事務局長を設置 区長会事務局次長兼務)</p> <p>(13.4.1~)</p> <p>総務部</p> <ul style="list-style-type: none"> 庶務課 企画財政課 会計課 共同事業課 <hr/> <p>(13. 4. 1)</p> <p>特別区長会事務局 (議事第一部、調査部廃止)</p> <p>(13. 4. 1)</p> <p>特別区議会 議長会事務局 (議事第二部廃止)</p> <hr/> <p>法務調査室</p>
<p>12. 4. 4 ・特別区制度改革の実現 (制度改革室廃止)</p> <p>12. 4. 4 ・東京二十三区清掃一部事務組合設立 (清掃事業共同処理準備委員会事務局廃止)</p> <p>12. 7 ・助役会二団体事務事業見直し検討会による「二団体の見直しに関する報告書」を区長会で了承</p> <p>12.12 ・「特別区長会事務局及び特別区議会議長会事務局の設置並びに二団体事務事業の見直し計画」を区長会に提出</p>	<p>13. 4. 4 ・特別区長会事務局設立 (議事第一部、調査部廃止)</p> <p>13. 4. 4 ・特別区議会議長会事務局設立 (議事第二部廃止)</p> <p>13. 4. 4 ・事務局長を廃止</p> <p>13. 4. 4 ・総務部に資料室を設置</p> <p>13. 10 ・事務局長を設置 (特別区長会事務局次長兼務)</p>



「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」について

平成8年9月20日閣議決定

同 9年12月16日一部改正

1. 政府としては、公益法人行政の統一的推進及び公益法人の指導監督の適正化等を図るため、公益法人等指導監督連絡会議を開催し、「公益法人設立許可審査基準等に関する申し合せ」、「公益法人の運営に関する指導監督基準」等を決定し、これらの基準に基づき、公益法人に対する指導監督等を行ってきたところである。
2. 公益法人は、我が国の経済社会において重要な役割を担うに至っており、今後ともその活動の適切な発展を図ることが重要であり、公益法人に対する適正な指導監督等を強力に推進していくため、これまでの基準を整理・強化し、別紙1のとおり、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」を定める。
3. また、公益法人の中には行政代行的行為等を行っているものがあり、これらの透明化を図るため、別紙2のとおり、「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」を定める。
4. 政府は、これらの基準に基づき、公益法人に対する指導監督等を行っていくとともに、公益法人の実態及びこれらの基準の実施状況等を明らかにするため、毎年度「公益法人に関する年次報告」(仮称)を作成することとする。

(別紙1)

公益法人の設立許可及び指導監督基準

1. 目的

公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とするものでなければならず、次のようなものは、公益法人として適当でない。

- (1) 同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主たる目的とするもの
- (2) 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主たる目的とするもの
- (3) 後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの

2. 事業

(1) 公益法人の事業(付随的に行う収益を目的とする事業を除く。)は、次の事項のすべてに適合していなければならない。また、これらの事項に適合する事業の規模は、可能な限り総支出額の2分の1以上であるようにする。

- ① 当該法人の目的に照らし、適切な内容の事業であること。
- ② 事業内容が、定款又は寄附行為上具体的に明確にされていること。

- ③ 営利企業として行うことが適当と認められる性格、内容の事業を主とするものでないこと。
- (2) 事業内容が、社会経済情勢の変化により、営利企業の事業と競合し、又は競合しうる状況となっている場合には、公益法人としてふさわしいと認められる事業内容への改善等に向けて次の措置を講ずる。
 - ① 事業の運営等について、対価を引き下げる、不特定多数の者を対象とする等により公益性を高めること。
 - ② 新たに公益性の高い事業を付加すること。
- (3) 上記(2)の措置が講じられない場合においては、営利法人等への転換を行うこと。
- (4) 「営利法人等への転換」に係る必要な制度が整った後、所管官庁が上記(3)について監督上の措置を行い、その後3年以内に必要な措置がとられない場合は、設立許可の取消を含め対処する。
- (5) 対価を伴う公益事業については、対価の引下げ、対象の拡大等により収入、支出の均衡を図り、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益を生じないようにすること。
- (6) 公益法人が収益事業(付随的に収益を目的として行う事業をいう。以下同じ。)を行う場合にあっては、当該事業は次の事項のすべてに適合していなければならない。また、公益事業の推進に資するものでなくてはならない。
 - ① 規模
収益事業の支出規模は、公益事業の適正な発展のため、主として公益事業費を賄うのに必要な程度でかつ当該公益法人の実態から見て適正なものとし、可能な限り総支出額の2分の1以下にとどめること。
 - ② 業種
収益事業の業種としては、公益法人としての社会的信用を傷つけるものではないこと。
 - ③ 利益の使用
収益事業の利益は、当該法人の健全な運営のための資金等に必要な額を除き公益事業のために使用することとし、公益事業のために使用する額は可能な限り利益の2分の1以上とすること。

3. 名称

公益法人の名称は、法人の目的及び実態を適切に表現した社会通念上妥当なものでなければならず、次のような名称は適当でない。

- (1) 国又は地方公共団体の機関等と誤認させるおそれのある名称
- (2) 既存の法人又はその付属機関と誤認させるおそれのある名称
- (3) 当該法人の活動範囲とかけはなれた名称

4. 機関

公益法人の機関は、当該法人の健全かつ継続的な管理運営を可能とするとの観点から、少なくとも次の事項に適合していなければならない。

(1) 理事及び理事会

- ① 理事の定数は、法人の事業規模、事業内容等法人の実態からみて適正な数とし、上限

と下限の幅が大きすぎないこと。

- ② 社団法人の理事は、総会で選任すること。
財団法人の理事は、原則として評議員会で選任すること。
- ③ 理事の任期は、原則として2年を基準とすること。
- ④ 理事の任期の満了又は辞任に伴う後任理事の選任については、速やかに行うものとし、後任の理事が選任されるまでの間、なお職務を行う義務があることを定めること。
- ⑤ 理事のうち、同一の親族(3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者)、特定の企業の関係者(役員、使用人、大株主等)、所管する官庁の出身者が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1以下とすること。
また、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1以下とすること。
- ⑥ 常勤の理事の報酬及び退職金等は、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不当に高額に過ぎないものとする。
- ⑦ 理事会については、理事の多数の意思が適正に反映されるように、その成立要件及び議決要件等を定めること。

(2) 監事

- ① 監事は、法人の会計、財産、理事の業務執行等の状況を監査するために重要な機関であることから、必ず1名以上置くこと。
- ② 監事は理事を兼ねないこと。
- ③ 監事に関し、前記(1)－②～④、⑥を準用すること。

(3) 社団法人の総会

- ① 社団法人の総会については、社員の多数の意思が適正に反映されるように、その成立要件及び議決要件等を定めること。
- ② 社員が多数又は全国に散在する等の場合であっても、社員の意思が正当に反映されるような措置をとること。

(4) 評議員及び評議員会

- ① 財団法人には、原則として、評議員を置き、また、理事及び監事の選任機関並びに当該法人の重要事項の諮問機関として評議員会を置くこと。
- ② 評議員は、理事会で選任すること。
- ③ 評議員は、原則として理事又は監事を兼ねないこと。やむを得ず評議員が理事を兼ねる場合においても、その割合は、評議員会を実質的に支配するに至らない程度にとどめること。
- ④ 評議員及び評議員会に関し、前記(1)－①、③、④、⑦を準用するとともに、同一の親族、特定の企業、所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が占める割合は、評議員会を実質的に支配するに至らない程度にとどめること。

(5) 事務局及び職員

当該法人の事務を処理するため、事業の規模、内容等を考慮して事務局を設置し、所要の職員(可能な限り常勤職員)を置くこと。

5. 財務及び会計

公益法人は、設立目的の達成等のため、健全な事業活動を継続するために必要な確固とした財政

的基礎を有するとともに、適切な会計処理がなされなければならない。したがって、その財務及び会計については、以下の事項に適合させるよう適切に処理しなければならない。

- (1) 原則として公益法人会計基準に従い、適切な会計処理を行うこと。
- (2) 社団法人にあっては、設立目的の達成に必要な事業活動を遂行するための会費収入及び財産の運用収入等があること。
- (3) 財団法人にあっては、設立目的の達成に必要な事業活動を遂行するための設立当初の寄附財産の運用収入及び恒常的な賛助金収入等があること。
- (4) 基本財産の管理運用は、寄附者が寄附する際にその管理運用方法を指定した場合を除き、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値が生ずる方法で行うこと。
- (5) 運用財産の管理運用は、当該法人の健全な運営に必要な資産(現金、建物等)を除き、元本が回収できる可能性が高くかつなるべく高い運用益が得られる方法で行うこと。
- (6) 公益法人が長期借入(返済期限が1年以上の借入をいう。)を行う場合にあっては、確実な返済計画を策定する等公益活動に支障をもたらすことのないよう十分留意するとともに、収支予算書に明記し、理事会及び総会の承認を得る等の措置をとるとともに、所管官庁への届出等を行うこと。
- (7) いわゆる「内部留保」については、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とすること。

なお、ここでいう「内部留保」とは、総資産額から、次の項目等を除いたものとする。

- ① 財団法人における基本財産
 - ② 公益事業を実施するために有している基金
 - ③ 法人の運営に不可欠な固定資産
 - ④ 将来の特定の支払いに充てる引当資産等
 - ⑤ 負債相当額
- (8) 管理費の総支出額に占める割合は過大なものとならないようにし、可能な限り2分の1以下とすること。また、人件費の管理費に占める割合についても、過大なものとならないようにすること。

6. 株式の保有等

- (1) 公益法人は、原則として、以下の場合を除き、営利企業の株式保有等を行ってはならない。
 - ① 上記5-(5)における財産の管理運用である場合。ただし、公開市場を通じる等ポートフォリオ運用であることが明らかな場合に限る。
 - ② 財団法人において、基本財産として寄附された場合
- (2) 上記(1)により株式を保有する場合であっても、当該営利企業の全株式の2分の1を超える株式の保有を行ってはならない。
- (3) 上記(1)の理由により株式保有等を行っている場合(全株式の20%以上を保有している場合に限る。)については、毎事業年度の事業報告書に当該営利企業の概要を記載すること。

7. 情報公開

- (1) 公益法人は、次の業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般の閲覧に供すること。
 - ① 定款又は寄附行為
 - ② 役員名簿

- ③ (社団法人の場合)社員名簿
- ④ 事業報告書
- ⑤ 収支計算書
- ⑥ 正味財産増減計算書
- ⑦ 貸借対照表
- ⑧ 財産目録
- ⑨ 事業計画書
- ⑩ 収支予算書

(2) 所管官庁においては、(1)に規定する資料を備えて置き、これらについて閲覧の請求があった場合には、原則として、これを閲覧させるものとする。

8. 経過措置等

(1) 所管官庁は、本基準に適合しない公益法人に対しては、原則として3年以内に本基準に適合するように指導する。

ただし、既に設立されている法人で、法人格を取得する手段が民法第34条によることに限られたため、公益法人となっている業界団体等に関しては、真にやむを得ない事項については、法人に関する抜本的法改革を待って対応することとする。それまでの間は、所管官庁においては、当該業界関係者又は所管する官庁の出身者以外の者を、可及的速やかに監事とすることにより、公正さを担保するとともに、それぞれの定款等により定められた業務を適切に行うよう強力に指導するものとする。

(2) 本基準6の株式の保有等において認められている理由以外の理由により、現在株式の保有等を行っている公益法人は、原則として、平成11年9月末までにこれを処分すること。

(3) 仮に、上記(2)で定められた期限までに処分ができない場合であっても、その後も処分するための努力を続けること。

(4) 現に株式保有等を行っている公益法人で、必要な努力を行ったにもかかわらず処分が困難な株式等を保有しているものの取扱については、原則禁止のもと、更に検討する。

その際、処分が困難な株式等を保有しているものについては、当該公益法人の名称、保有している株式等、保有している理由等を、毎年度「公益法人に関する年次報告」に記載することにより、その実態を明らかにする。

また、各公益法人においても、その毎事業年度の事業報告書に当該営利企業の概要を記載すること。

(5) 本基準7の情報公開については、平成10年1月以降に始まる新事業年度から本基準に適合した形で情報公開を行うこと。

(6) 2-(3)のうち「営利法人等への転換」については、関係省庁において検討がなされ、必要な制度が整った後に実施されるものとする。

(平成18年8月15日 一部改正)

○ 公益法人の設立許可及び指導監督基準（平成8年9月20日閣議決定）（改正案）

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>4. 機関</p> <p>公益法人の機関は、当該法人の健全かつ継続的な管理運営を可能とするとの観点から、少なくとも次の事項に適合していなければならない。</p> <p>(1) 理事及び理事会</p> <p>①～④ 略</p> <p>⑤ 理事のうち、同一の親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者）、特定の企業の関係者（役員、使用人、大株主等）、所管する官庁の出身者（<u>所管する官庁において常勤の職員として職務に従事した者とする。ただし、専ら教育、研究、医療に従事した者及び当該官庁における勤務が一時的（原則として、任期の定めのある場合は1期、任期の定めのない場合は3年程度以下）であった者は除く。</u>）が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1以下とすること。</p> <p>また、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1以下とすること。</p> <p>8. 経過措置等</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>所管官庁は、「公益法人の設立許可及び指導監督基準等の一部改正について」（平成18年8月15日閣議決定）による改正時において、所管する官庁の出身者が占める割合を理事現在数の3分の1以下とする基準に適合しないこととなる公益法人に対し、現職理事の任期等に配慮しつつ、原則2年以内のできるだけ早い時期に本基準に適合するよう強力に指導するものとする。評議員についても同様とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>4. 機関</p> <p>公益法人の機関は、当該法人の健全かつ継続的な管理運営を可能とするとの観点から、少なくとも次の事項に適合していなければならない。</p> <p>(1) 理事及び理事会</p> <p>①～④ 略</p> <p>⑤ 理事のうち、同一の親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者）、特定の企業の関係者（役員、使用人、大株主等）、所管する官庁の出身者が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1以下とすること。</p> <p>また、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1以下とすること。</p> <p>8. 経過措置等</p> <p>(1)～(6) (略)</p>

26

公益法人に対する検査等の委託等に関する基準

1. 検査等の公益法人への委託等

各官庁が、不特定又は多数の者に対する検査・認定・資格付与等(以下「検査等」という。)の事務を公益法人に委託等を行う場合、以下の要件がすべて整っていることを要するものとする。

- (1) 委託等を行う事務の基本的内容及び事務の委託等を行うことのできる公益法人の基準が法律で定められていること。
- (2) 検査等の基準が客観的に明確であり、委託等を受ける公益法人の裁量の余地がないこと。
- (3) 委託等を受ける公益法人は、法律又はこれに基づく政令(当面の間、法律に基づく省令を含む。)(以下「法令」という。)によって指定されていること。
- (4) 委託等された事務に関わる公益法人の役職員については、公務員に準じた規律に服することが定められていること。
- (5) 委託等を行う官庁の出身者と委託等された検査等に関わる業界の関係者の合計が、理事現在数の2分の1を上回らないこと。
- (6) 検査料・認定料・資格登録料等の料金については、委託等を行う官庁が決定すること。

2. 検査等の推薦等

各官庁が、特に公益法人が独自に行っている検査等の推薦・認定等(以下「推薦等」という。)を行う必要がある場合、以下の要件がすべて整っていることを要するものとする。

- (1) 推薦等が法令に基づくものであること。
- (2) 推薦等を行う制度の内容及び検査等の基準が客観的に明確となっていること。
- (3) 推薦等された検査等及びこれを行う公益法人は、法令によって指定されていること。
- (4) 推薦等された検査等の事務に関わる公益法人の役職員については、その検査等を適正に行うために必要な職務規定が定められていること。
- (5) 推薦等された検査等が公正に行われることを担保するために、その検査等を行う公益法人が必要な措置をとっており、その措置が明らかになっていること。
- (6) 推薦等された検査等の料金については、当該公益法人が過大な収益を得るようなものではないこと。

3. 行政の関与等

- (1) 公益法人が行う検査等に対して各官庁が関与を行うものは、上記1. 又は2. の要件を満たすものに限るものとする。
- (2) 上記1. 又は2. の要件が満たされていないものについては、行政が関与していると認識されるような表現を公益法人が使用することを禁止する。
- (3) 上記1. 又は2. の要件が満たされていないものについては、各官庁及び特殊法人等が、公益法人が行っている検査等の結果を、融資や許認可等の際の条件とすることを禁止する。

4. 経過措置

各官庁は、上記1. ～3. について必要な措置を、平成12年度末までに行うものとする。

民法（明治二十九年四月二十七日法律第八十九号）（抜粋）

第三章 法人

第一節 法人の設立

(法人の成立)

第三十三条 法人は、この法律その他の法律の規定によらなければ、成立しない。

(公益法人の設立)

第三十四条 学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団又は財団であつて、営利を目的としないものは、主務官庁の許可を得て、法人とすることができる。

(名称の使用制限)

第三十五条 社団法人又は財団法人でない者は、その名称中に社団法人若しくは財団法人という文字又はこれらと誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(定款)

第三十七条 社団法人を設立しようとする者は、定款を作成し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 資産に関する規定
- 五 理事の任免に関する規定
- 六 社員の資格の得喪に関する規定

(定款の変更)

第三十八条 定款は、総社員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 定款の変更は、主務官庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(寄附行為)

第三十九条 財団法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為で、第三十七条第一号から第五号までに掲げる事項を定めなければならない。

(寄附財産の帰属時期)

第四十二条 生前の処分寄附行為をしたときは、寄附財産は、法人の設立の許可があつた時から法人に帰属する。

2 遺言寄附行為をしたときは、寄附財産は、遺言が効力を生じた時から法人に帰属したものとみなす。

(法人の能力)

第四十三条 法人は、法令の規定に従い、定款又は寄附行為で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

(法人の不法行為能力等)

第四十四条 法人は、理事その他の代理人がその職務を行うについて他人に加えた損害を賠償する責任を負う。

2 法人の目的の範囲を超える行為によって他人に損害を加えたときは、その行為に係る事項の決議に賛成した社員及び理事並びにその決議を履行した理事その他の代理人は、連帯してその損害を賠償する責任を負う。

(法人の設立の登記等)

第四十五条 法人は、その設立の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、その

他の事務所の所在地においては三週間以内に、登記をしなければならない。

- 2 法人の設立は、その主たる事務所の所在地において登記をしなければ、第三者に対抗することができない。
- 3 法人の設立後に新たに事務所を設けたときは、その事務所の所在地においては三週間以内に、登記をしなければならない。

(設立の登記の登記事項及び変更の登記等)

第四十六条 法人の設立の登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 目的
 - 二 名称
 - 三 事務所の所在場所
 - 四 設立の許可の年月日
 - 五 存立時期を定めたときは、その時期
 - 六 資産の総額
 - 七 出資の方法を定めたときは、その方法
 - 八 理事の氏名及び住所
- 2 前項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、その他の事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。この場合において、それぞれ登記前にあっては、その変更をもって第三者に対抗することができない。
 - 3 理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、主たる事務所及びその他の事務所の所在地においてその登記をしなければならない。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

(登記の期間)

第四十七条 第四十五条第一項及び前条の規定により登記すべき事項のうち官庁の許可を要するものの登記の期間については、その許可書が到達した日から起算する。

(事務所の移転の登記)

- 第四十八条 法人が主たる事務所を移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第四十六条第一項各号に掲げる事項を登記しなければならない。
- 2 法人が主たる事務所以外の事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に第四十六条第一項各号に掲げる事項を登記しなければならない。
 - 3 同一の登記所の管轄区域内において事務所を移転したときは、その移転を登記すれば足りる。

(法人の住所)

第五十条 法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(財産目録及び社員名簿)

第五十一条 法人は、設立の時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、設立の時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

2 (略)

第二節 法人の管理

(理事)

第五十二条 法人には、一人又は数人の理事を置かなければならない。

2 理事が数人ある場合において、定款又は寄附行為に別段の定めがないときは、法人の事務は、理事の過半数で決する。

(法人の代表)

第五十三条 理事は、法人のすべての事務について、法人を代表する。ただし、定款の規定又は寄附行為の趣旨に反することはできず、また、社団法人にあっては総会の決議に従わなければならない。

(理事の代理権の制限)

第五十四条 理事の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(理事の代理行為の委任)

第五十五条 理事は、定款、寄附行為又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(監事)

第五十八条 法人には、定款、寄附行為又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

(監事の職務)

第五十九条 監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 法人の財産の状況を監査すること。
- 二 理事の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令、定款若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は主務官庁に報告をすること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(法人の業務の監督)

第六十七条 法人の業務は、主務官庁の監督に属する。

2 主務官庁は、法人に対し、監督上必要な命令をすることができる。

3 主務官庁は、職権で、いつでも法人の業務及び財産の状況を検査することができる。

第四節 補則

(都道府県の執行機関による主務官庁の事務の処理)

第八十四条の二 この章に規定する主務官庁の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、都道府県の知事その他の執行機関(以下「都道府県の執行機関」という。)においてその全部又は一部を処理することとすることができる。

2 前項の場合において、主務官庁は、政令で定めるところにより、法人に対する監督上の命令又は設立の許可の取消しについて、都道府県の執行機関に対し指示をすることができる。

3 第一項の場合において、主務官庁は、都道府県の執行機関がその事務を処理するに当たってよるべき基準を定めることができる。

4 主務官庁が前項の基準を定めたときは、これを告示しなければならない。

第十節 委任

(委任の解除)

第六百五十一条 委任は、各当事者がいつでもその解除をすることができる。

2 当事者の一方が相手方に不利な時期に委任の解除をしたときは、その当事者の一方は、相手方の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでない。

(委任の終了事由)

第六百五十三条 委任は、次に掲げる事由によって終了する。

- 一 委任者又は受任者の死亡
- 二 委任者又は受任者が破産手続開始の決定を受けたこと。
- 三 受任者が後見開始の審判を受けたこと。